

第91号議案

診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和5年11月22日

品川区長 森 澤 恭 子

診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

下記のとおり、訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

東京都品川区広町二丁目1番36号

原告 品川区

被告

2 訴訟の目的の価額

金1,821万4,921円

3 事件の概要

(1) [] (以下「[]」という。)は、[]
[]において [] (以下「病院」という。)を開設している
が、令和2年に厚生労働省が実施した病院の施設基準等に係る適時調査の結果、平成28年6月から令和2年1月までの間、夜勤を行う看護職員の人員配置基準を満たさないまま入院診療を行っていたことが判明した。

(2) これに伴い、[]が受領した当該期間の生活保護法（昭和25年法律第

144号)に基づく医療扶助に係る診療報酬ならびに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく療養の給付に係る診療報酬および高額療養費に不当利得(以下「本件不当利得」という。)が発生した。

(3) 品川区(以下「区」という。)は、令和4年9月に東京都福祉保健局の通知により、本件不当利得の発生を把握し、同年12月以降、■■■■に対し、本件不当利得の速やかな返還を繰り返し求めたが、■■■■から全額の返還を見込める応答はなかった。

(4) このことから、区は、■■■■による任意の全額の弁済は困難であると判断し、■■■■を被告として、訴訟を提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要に応じて上訴、和解または訴えの変更をすることができる。

(説明) 不当に請求された診療報酬等の返還を求め、民事訴訟を提起する必要がある。